

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

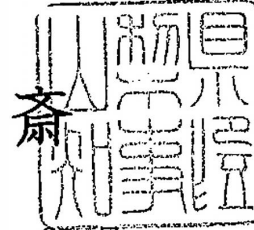
氏名 松田産業株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 松田 芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 後藤 斎



許可の年月日 平成29年4月3日

許可の有効年月日 平成36年4月2日

複写禁止

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨を含む。)	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(※)、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(※) 以上11種類 (※印があるものは、石綿含有産業廃棄物を含まない。) 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 4 年 4 月 3 日	新規許可
平成 9 年 4 月 3 日	許可の更新
平成 10 年 3 月 26 日	事業範囲変更許可(ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。))及び陶磁器くずの追加)
平成 14 年 4 月 3 日	許可の更新
平成 19 年 4 月 3 日	許可の更新
平成 21 年 12 月 18 日	事業範囲変更許可(燃え殻の追加)
平成 24 年 4 月 3 日	許可の更新
平成 24 年 12 月 26 日	事業範囲変更許可(紙くず、木くず、動植物性残さの追加)
平成 29 年 6 月 2 日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 松田 芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 令和 2 年 7 月 29 日

許可の有効年月日 令和 9 年 7 月 28 日

複写禁止

1 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none">・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）・特定有害産業廃棄物 （廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、その他 詳細は裏面のとおり）
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 5 年 7 月 29 日	新規許可
令和 2 年 7 月 29 日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 無

廃棄物の種類 含有する有害物質名	鉍	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
	い						
アルキル水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○
カドミウム又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○
鉛又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○
有機リン化合物	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	-	-	-	○	-	○	○
砒素又はその化合物	-	-	-	○	-	○	○
シアン化合物	-	-	-	○	-	○	○
PCB	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	-	○	-	-
テトラクロロエチレン	-	-	-	-	○	-	-
ジクロロメタン	-	-	-	-	○	-	-
四塩化炭素	-	-	-	-	○	-	-
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	-	○	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	○	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	○	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	-	-	○	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	-	○	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	○	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	○	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	○	○
1, 4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-

(注) 表中の「○」は取り扱うことができるものを、「-」は取り扱うことができないものを示す。